

〔様式 1〕

事務事業評価表

1～11までは、担当課による評価

記入年月日	平成15年3月11日			
平成15年度	事業コード	21210	電話	042(769)8334
担当部課名	環境事業部	ごみ減量推進	課	ごみ減量 班
事務事業名	美化推進費			

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	人と自然にやさしい地域社会をつくれます	事業開始年度
基本施策名	第2節	リサイクル型社会の構築	10 年度
施策名	第1施策	リサイクルシステムの構築とごみの減量化・資源化の推進	

2 実施根拠及び関連法令等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」

3 事務の区分

自治事務

4 経費の区分

義務的経費

5 事務事業の分類

国庫補助 継足し単独事業

6 受益者負担

なし

7 事業概要

(1)事業の目的...何をどのように(どのような状態に)したいのか	(2)対象(誰、何)
平成10年4月に施行した「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」の目的である空き缶やたばこの吸い殻等の散乱防止に関する事業の実施や市民に対する啓発を実施することにより清潔できれいなまちづくりの推進を図る。	一般市民及び相模原市への来訪者
	対象数 687,485人 (総人口 + 昼間流入人口)
(3)平成14年度事業の内容...市が実際に行った事業の内容	(決算見込み額計 24,811千円)
1. 美化指導員(非常勤特別職)の配置 (3地区×2名 計6名)	17,773千円
(1)街頭美化指導...ポイ捨て禁止重点地区(橋本駅、相模原駅、相模大野駅周辺の3地区)における街頭指導	
(2)不法投棄防止パトロール...不法投棄常習箇所等のパトロール及び不法投棄物の撤去	
2. ポイ捨て禁止重点地区内に設置している灰皿付きごみ箱(3地区×8台計24台)清掃委託	3,297千円
3. ポイ捨て禁止重点地区内で実施している緊急雇用対策事業による散乱ごみの清掃業務委託のごみ処理	3,741千円
(4)個別計画の概要	概要
計画名	
計画年次	年度～ 年度

8 評価指標...事業の目的達成度を計るための指標

15,16年度は目標値

成果指標	指標名	指標式	指標設定の意図	指標の推移(年度)					
				12	13	14	15	16	
	ポイ捨て防止率	重点地区駅の乗車人員÷ごみ収集量	重点地区内でのごみ収集量と駅の乗車人員との比較により効果を推計する。	6	7	5	7	8	
	街頭指導率	重点地区駅の乗車人員÷街頭指導件数	重点地区内での街頭指導件数と駅の乗車人員との比較により効果を推計する。	402	464	495	520	550	

9 事業費等の年度別状況

〔金額単位：千円〕

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	決算	決算	決算	予算	予算(見込み)
事業費	23,525	22,740	24,811	24,057	21,509
決算(予算)額	23,525	22,740	24,811	24,057	21,509
人員・時間数	1人	1人	1人	1人	1人
人件費	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390
その他経費					
合計	31,915	31,130	33,201	32,447	29,899
特定財源	54	1,727	1,370	1,495	1,495
対象数	687,485	687,485	687,485	687,485	687,485
対象の単位あたり経費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

10 個別評価

(1)達成度 評価 B ▼	A : 達成している	チェック項目	・成果指標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	B : 一部達成していない		・活動指標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	C : 達成していない		・事業目標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
		説明	街頭指導件数は、年々減少傾向にあり、ポイ捨て禁止条例が浸透しつつあるが、ごみ収集量は平成14年度には、増加していることから、まだ、十分な状況とは言えない。
(2)必要性 評価 A ▼	A : 適応している	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・市民や社会のニーズにかなっている
	B : 一部適応していない		<input type="checkbox"/> ・状況の変化(対象や内容)に対応している
	C : 適応していない		<input type="checkbox"/> ・当初設定した事業目的が達成されていない
		説明	<input checked="" type="checkbox"/> ・国、県、民間、市民との役割分担から見て、市が事業を行う必要がある ポイ捨て禁止条例の制定から、5年が経過するが、条例を市民に浸透させるためには、今後も啓発活動等を継続する必要がある。
(3)有効性 評価 A ▼	A : 有効である	チェック項目	<input type="checkbox"/> ・上位の施策、計画目的達成のために有効である
	B : 一部有効でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・期待された成果が得られている
	C : 有効ではない		説明
(4)効率性 評価 A ▼	A : 優れている	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・予算や人員に見合った効果が得られている
	B : 一部改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他市と比べてコストや効率性が優れている
	C : 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他の類似事例と比べてコストや効率性が優れている <input type="checkbox"/> ・同一対象者に対して同種のサービスが重複していない
		説明	美化指導員による街頭指導はポイ捨て禁止条例の市民への周知・啓発をする上で有効であることから、予算に見合った効果が得られている。
(5)公平性 評価 A ▼	A : 公平である	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・対象者と非対象者との不公平・不均衡は、妥当な範囲である
	B : 一部公平でない		<input type="checkbox"/> ・受益者の費用負担は適正である
	C : 公平でない		<input type="checkbox"/> ・対象者の設定は適切である(年齢や所得等を考慮している)
		説明	条例の対象者は、全市民及び相模原市への来訪者であるが、不特定多数の市民等が集まる地区を重点地区に指定し、きめ細かい意識啓発や指導を行うことにより、市域全体に波及効果が上がることを期待しており、公平性は妥当な範囲である。
成果向上の余地		事業費削減のために取り得る手段と削減額	
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	説明： 新たな啓発活動の内容、方法を検討して、今まで以上に条例の市民への周知を図る必要がある。	手段	ポイ捨て禁止重点地区へのアダプト制度の導入により、清掃回数が減少することから、ごみの処分費が削減できる。
		削減額	2,548 千円

11 総合評価

評価	A ▼	他自治体の類似事業との比較
	千代田区では、平成14年10月に生活環境の整備に関する条例を施行し「路上喫煙」を禁止し、2,000円の過料を徴収している。このことにより、区域内の散乱ごみが減少し成果を上げている。	
今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	総合評価に関する説明
<input type="checkbox"/>	見直し	まちの美化については、市民共通の課題として今後も推進していく必要があり、その啓発活動は、大変重要なことと考えられる。今後も、より効果的な啓発方法を検討し、市民ひとり一人に清潔で住みよいまちづくりへの意識を持ってもらえるよう事業を継続すべきと考える。
<input type="checkbox"/>	廃止	なお、「歩行喫煙」に対する罰則を設け、過料を徴収することについては千代田区の状況を費用対効果を含め検証し、条例改正等の研究をする必要がある。
<input type="checkbox"/>	完了・廃止済	

12 二次評価コメント

他の指導員(自転車、屋外広告物等)との統合による指導の効率化について検討すること
--